

国立大学法人宮崎大学安全衛生教育及び資格等指針

平成20年3月6日
安全衛生管理委員会

(趣旨)

第1 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、国立大学法人宮崎大学の職員に対して行う安全衛生教育及び業務に必要な資格等について定め、本学における労働災害を未然に防止することを目的とする。

(採用時等の安全衛生教育)

第2 学長及び部局長（各学部、附属図書館、産学連携センター、教育研究・地域連携センター、フロンティア科学実験総合センター、国際連携センター、附属病院、各附属学校、安全衛生保健センター、情報支援センター及び事務局の長をいう。以下同じ。）は、職員を採用したとき又は職員の業務内容を変更したときは、当該職員に対し、次に掲げる事項のうち、当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、危険性又は有害性のある機械等、原材料等を取り扱うことのない職員については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4) 作業開始時の点検に関すること。
- (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 学長及び部局長は、新たに採用した職員又は業務内容を変更した職員が、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる場合は、当該事項についての教育を省略することができる。

(特別教育)

第3 学長及び部局長は、次に掲げる危険又は有害な業務に職員をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行わなければならない。

- (1) 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- (2) アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- (3) 高圧（直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超え、7000ボルト以下である電圧をいう。）若しくは特別高圧（7000ボルトを超える電圧をいう。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務
- (4) 低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下の電圧をいう。）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- (5) 最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
- (6) 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
- (7) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- (8) 機体重量が3トン未満の車両系建設機械の運転の業務
- (9) つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務
- (10) つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛けの業務
- (11) エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- (12) 特定粉じん作業に係る業務
- (13) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年12月27日政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

2 学長及び部局長は、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる職員については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

- 3 学長及び部局長は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。
- 4 特別教育として実施する科目及び時間は、厚生労働大臣が定めた安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）等による。

（就業制限業務）

第4 学長及び部局長は、次に掲げる業務については、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

- (1) ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務
- (2) ボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務
- (3) つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務
- (4) 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- (5) 機体重量が3トン以上の車両系建設機械の運転の業務
- (6) 最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
- (7) 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務
- (8) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務

2 前項各号に掲げる就業制限業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、免許証その他その資格を証する書面を携帯しなければならない。

（作業主任者）

第5 学長及び部局長は、労働災害を防止するための管理を必要とする業務で、次に掲げるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、当該業務の区分に応じて作業主任者を選任し、その者に当該業務に従事する者の指揮その他法令で定める事項を行わせなければならない。

- (1) ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業
- (2) 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かん盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
- (3) 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）
- (4) 第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く。）の取扱いの作業
- (5) 特定化学物質等を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）
- (6) 法令で定める能力以上の乾燥設備による物の加熱乾燥の作業
- (7) 鉛合金の溶融、鋳造等を行う工程における鉛の鋳込（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除く。）に係る作業
- (8) 法令で定める重量以上の有機溶剤を取り扱う作業（試験又は研究の業務を除く。）

（衛生管理者の資格）

第6 衛生管理者の資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第1種衛生管理者、第2種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者免許を有する者
- (2) 医師
- (3) 歯科医師
- (4) 薬剤師免許を受けた者
- (5) 保健師免許を受けた者
- (6) 労働衛生コンサルタント
- (7) 保健体育若しくは保健についての中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で、学校に在職するもの（常時勤務に服する者に限る。）
- (8) 大学又は高等専門学校において保健体育に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務に服する者に限る。）

附 則

この指針は、平成20年4月1日から実施する。